

様式第5号

第 号	相 続 人 代 表 者 指 定 届				
〇〇年〇〇月〇〇日					
平川市長 様					
できる限り相続人全員の自署・押印をお願いいたします。		相 続 人 氏 名 平川 市枝 ⑤ 氏 名 平川 一郎 ⑤ 氏 名 平川 二郎 ⑤ 氏 名 ⑤			
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。					
相続人の代表者	氏 名 (名 称)	平川 市枝			相続人のうち、代表となる方についてご記入ください。
	法 人 番 号				
	住 (居) 所 (現 住 所)	平川市柏木町藤山25番地6			亡くなられた方についてご記入ください。
氏 名	平川 一夫				
被相続人	死 亡 時 の 住 (居) 所	平川市柏木町藤山25番地6			亡くなられた方から見た続柄をご記入ください。
	死 亡 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日			
	氏 名 (名 称)	法 人 番 号	被相続人との続柄	住 (居) 所 (現 住 所)	
相 続 人	平川 市枝		妻	平川市柏木町藤山25番地6	1/2
	平川 一郎		長男	平川市柏木町藤山25番地6	1/4
	平川 二郎		二男	平川市柏木町藤山25番地6	1/4
摘 要		固定資産税については、被相続人名義の固定資産の名義の届による代表者を地方税法第343条第2項に定める「義務者」の代表とすることをあわせて申出します。			相続分が確定している場合、ご記入ください。

- ※ 相続人が法人の場合、法人番号を記入してください。個人番号の記入は不要です。
- ※ 固定資産について、すでに相続登記を完了されている場合は摘要欄にその旨と登記年月日、新所有者氏名を記入してください。また、遺産分割協議書又は遺言書がある場合には、その写しを添付してください。
- ※ 記入欄が足りない場合は、別紙に記入してこの届に添付してください。(様式任意)

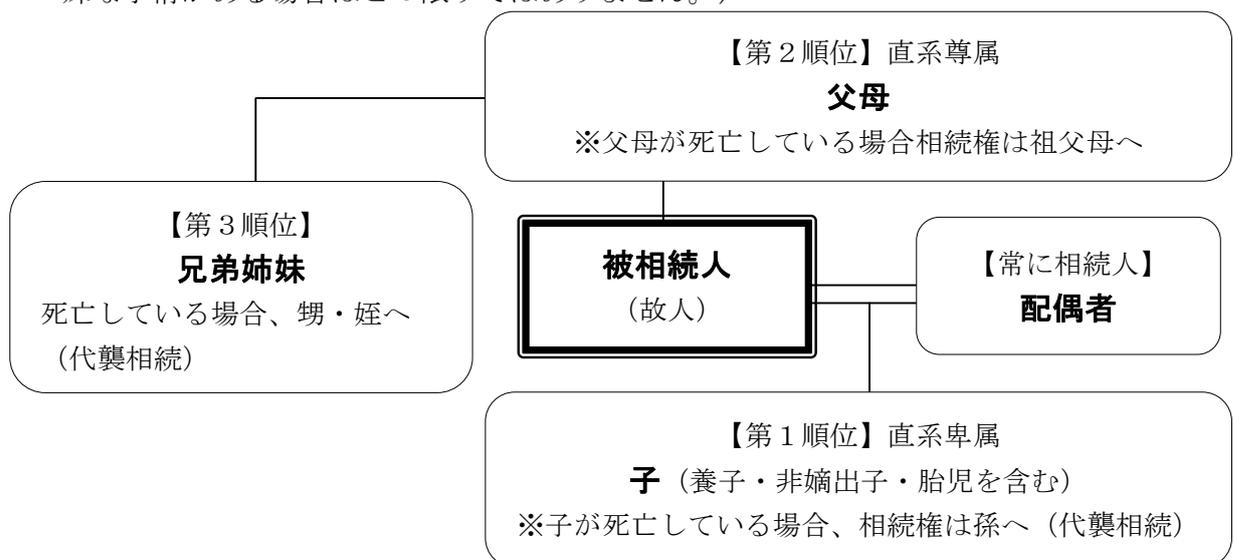
相続人代表者指定届について（固定資産税分）

固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）に固定資産（土地・家屋）を所有している方がその年度の納税義務者となりますが、賦課期日後にその所有者がお亡くなりになった場合は、納税義務が相続人に承継されます。

次の賦課期日（翌年1月1日）においても、相続登記がなされないことにより被相続人（故人）名義のままになっている固定資産は、原則として相続人全員の共有物となります。この場合、被相続人名義の固定資産税に関する書類は、引き続き、この届により代表者となられた方にお送りしますが、共有物である相続財産に対する固定資産税には相続人全員に連帯納税義務がありますので、代表者から納付がない場合は、他の相続人にも納付をお願いすることになります。

（1）相続人について

配偶者は常に相続人となり、加えて第一順位の子、第二順位の直系尊属、第三順位の兄弟姉妹の順番で相続人となります。（例えば第一順位の子がいる場合、それより順位の低い親などの直系尊属や兄弟は相続人となりません。ただし、順位上位者に相続放棄等の特殊な事情がある場合はこの限りではありません。）



（2）地方税法第343条第2項に定める現に所有している者

課税台帳上の所有者が死亡したことによってその固定資産を賦課期日（1月1日）現在所有することとなる方で、相続人がこれに該当します。

（3）固定資産税納税通知書の送付について

民法第898条及び地方税法第10条の2の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、固定資産税納税通知書は相続人代表及び現所有者代表の方に送付いたします。

（4）所有権移転登記との関係について

被相続人の死亡した年内に、相続等の所有権移転登記が行われた場合は、本届出書の提出の有無に関わらず、登記名義人が新たな台帳上の所有者として課税されます。